

# 身延山久遠寺在院生奨学金支給規程

第1条 この規程は、身延山在院生規程第1条に定められた、身延山久遠寺在院生(以下「在院生」という。)に対し、法器養成及び行学奨励の観点から身延山久遠寺が行う奨学金の支給について定めるものとする。

第2条 本規程による奨学金対象者は、すべての在院生とする。ただし一年度を通じて在院しかつ就学したことを条件とし、単年度ごとに支給する。

第3条 支給対象経費については、次のとおりとする。

一、身延山高校の支給対象経費は、授業料、施設拡充費、光熱費、修学旅行積立金相当額とする。

二、身延山大学の支給対象経費は、授業料相当額とする。ただし、授業料は保護者の実費負担相当額とする。

第4条 身延山高等学校及び身延山大学より請求のあった学生生徒納付金を完納したことを確認後、原則として年度明けに一括して全額を保護者等の口座に振り込むものとする。

一、支給方法の例外として、保護者等からの申し出による諸事情を勘案し、年度の中途であっても奨学金を支給することができる。

第5条 奨学金支給に係わる事務は布教部の所管とし、寮監がその事務を執る。

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な細則等は総務が別に定める。

[附則] 1 この規程は、平成23年4月1日より施行する。  
2 この規程は、令和3年12月21日より改正施行する。